

被災地における専任の主任技術者の取扱い【要件緩和】

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

現行の取扱い (H25.2.5付け通知)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

①密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

②近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

復興の加速化のため、東日本大震災の被災地に限り、要件の緩和を行う。

【被災地における緩和策】

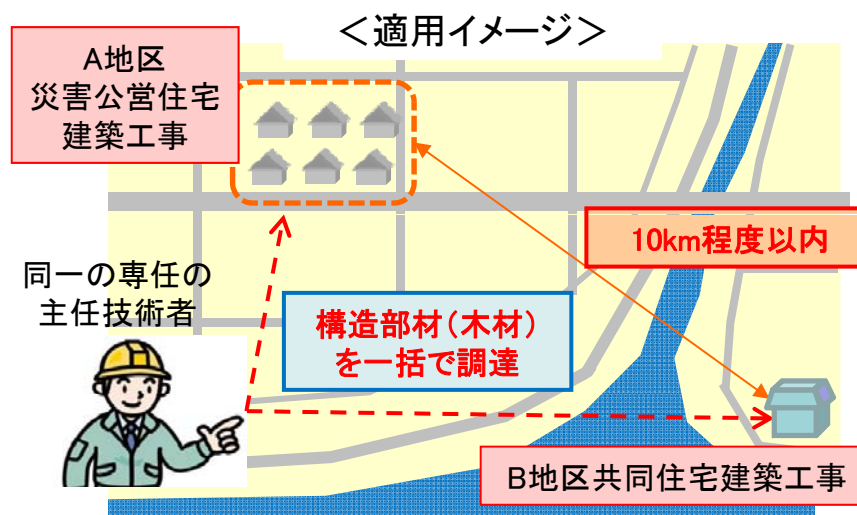
①密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

(例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

②近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用



適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要